



平成 25 年 4 月 12 日

各 位

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 会 社 名 | 株式会社ファステップス |
| 代表者名 | 代表取締役社長 川嶋 誠 (コード番号 2338 東証マザーズ) |
| 問合せ先 | 取締役管理部長 村山 雅経 |
| T E L | 03-5360-8998 (代表) |

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 25 年 5 月 30 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会（以下「本総会」という。）に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社取締役および従業員並びに当社子会社の取締役および従業員の当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、下記の要領に記載により、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役および従業員並びに当社子会社の取締役および従業員（以下「対象者」と総称する。）

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 100,000 株を上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

ただし、当社が新株予約権発行日以降に株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 100 株とする。ただし、上記 (2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の前日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、新株予約権発行後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当て後2年を経過した日から8年間とする。

(7) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社及び子会社の取締役または従業員であることを要す。ただし、定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分および相続は認めない。

③ その他の条件については、本株主総会后および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合で、存続会社または完全親会社に新株予約権にかかる義務が承継されないときは、新株予約権は無償で消却することができる。

② 新株予約権の割り当てを受けた者が(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

- (9) 新株予約権の譲渡
新株予約権を譲渡については取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 新株予約権に関するその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

(注) 上記の内容については、平成25年5月30日開催予定の当社株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以 上